

みやき町監査委員告示3号

地方自治法第199条第7項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果に関する報告を公表する。

令和3年10月21日

みやき町代表監査委員 最 所 一 志



令和3年度財政援助団体等に対する監査結果報告書

(別紙)

令和 3 年度 財政援助団体等に対する監査結果報告書

第 1 監査の概要

今回の財政援助団体等監査は、本町から財政援助を受けている団体の内、その額が 100 万円を超える 58 団体（内、46 は農業多面的機能支払被交付団体）に対し、本年 10 月、以下の要領で行った。

1 監査実施時期と対象団体名

(実施時期)	(団体名)
10 月 4 日	遺族会連合会
10 月 5 日	社会福祉協議会
10 月 7 日	北茂安、三根及び中原の土地改良区
10 月 8 日 （午前）	老人クラブ連合会
（午後）	農業多面的機能支払被交付団体（46 団体）
10 月 12 日	商工会、観光協会
10 月 14 日 （午前）	体育協会
（午後）	民生委員児童委員協議会
10 月 15 日	文化連盟、伝統文化保存協会

2 監査の着眼点

本監査は、町からは独立した団体に対する監査なので、前年度の事業と決算の状況等を踏まえ、町からの補助金及び負担金がその援助目的に合致して適正に費消されているかどうか、又、記帳管理等は適切に実施されているかに着目して実施した。

3 監査の実施方法等

本監査の対象となる団体は、それぞれ内部の会計幹事による監査、更には国県等の監督や会計監査を受けることもあるため、上記着眼点からの適否等を判定できる範囲での調査点検に止め、極力短時間で簡潔に行うこととした。

そこで、町所管課職員の立会いの下、極力当該団体の事務所に出向いて行った。監査手法としては令和2年度における当該団体の活動状況と決算に関し、原則として団体の代表者及び会計担当者からヒアリングを受けるとともに関係帳簿や預金通帳の点検確認を行った。但し、農業多面的機能支払被交付団体については地区単位の団体で数も多いため、県提出事業報告書の調査点検のみとし、三根庁舎で一括して行った。

なお、北茂安土地改良区の監査においては、地方自治法第199条の二の規定に基づき議選監査委員を除斥した。

第2 監査の結果

今回監査対象の58団体においては、町からの補助金や負担金名目の財政援助金はその交付目的に沿って適正に執行・費消されており、又、決算全体も預金通帳等とほぼ正確に符合していた。全般的に概ね適切な管理運営がなされていると認められた。

なお、昨年度団体においては新型コロナウイルス蔓延のため事業やイベント等の開催運営や感染防止に苦慮されていたが、その中で文化連盟と伝統文化保存協会はメインのイベント中止によりそれらの対応額を町に返還されていたことを付記する。

以上